

田原市緑化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑に囲まれた快適な生活環境づくりを推進するため、個人又は団体が行う緑化事業に要する経費に対し、交付する田原市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、個人又は団体（以下「補助対象者」という。）及び交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表のとおりとする。ただし、補助金額は予算の範囲内とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、事業（別表の蔵王権現の森整備事業に限る。）に直接要する経費とする。

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、田原市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合で、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに田原市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第6条 第4条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、田原市緑化推進事業補助変更等申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

（変更等の決定の通知）

第7条 市長は、前条に規定する変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、田原市緑化推進事業補助金変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、田原市緑化推進事業補助金概算払・前金払請求書（様式第5号）に基づいて補助金の一部又は全部を概算により補助事業者に交付することができる。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、田原市緑化推進事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金額を確定し、田原市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金額を確定する場合において、第4条第1項の規定により交付の決定を受けた金額（第7条において例によることとされる同項の規定による変更等の決定を受けた場合は、当該変更後の金額）と実績報告書に基づく交付確定金額が同一のときは、前項に規定する確定通知書の作成及び送付を省略するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、田原市緑化推進事業補助金請求書（様式第8号）に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められる場合
 - (4) 実支出額が補助対象費に比べて減少した場合
 - (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
 - (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があつた場合
- (遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(必要な指示等)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めのないものは、田原市補助金交付要綱並びに田原市補助金交付要綱に関する運用要領に定めるところによる。

2 この要綱の運用上前項に基づくことができない場合には、市長がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(田原町生垣設置奨励補助金交付要綱の廃止)

3 この要綱の施行に伴い、田原町生垣設置奨励補助金交付要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	事業内容	補助金額
花壇設置奨励事業	市内の地域住民団体、教育関係団体及び企業団体	地域の花壇の新設及び継続管理植付けは年2回以上 ※ただし、同一敷地内及び同一施設内の複数設置は除く。	年額 10m ² 以上～30m ² 未満…13,500円 30m ² 以上～60m ² 未満…17,000円 60m ² 以上～100m ² 未満…18,000円 100m ² 以上～200m ² 未満…25,500円 200m ² 以上 …34,000円
蔵王権現の森整備事業	蔵王権現の森育成協議会	広く市民に良好な里山を開放するとともに、里山の魅力を啓発するための事業で、次に掲げるもの (1) 権現の森の整備及び維持（草刈等委託業務により実施するものを除く。） (2) 遊具等の自主管理 (3) 里山利用の啓発 (4) 修景施設の整備	左欄の(1)～(3) 必要経費の1／2以内 限度額…300,000円 左欄の(4) 必要経費の1／3以内 限度額…2,000,000円

(様式第1号)

田原市緑化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所（団体名）

氏名（代表者住所氏名）

電話番号（連絡先）

年度田原市緑化推進事業として、補助金の交付を受けたい
ので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業実施期間 着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

1 事業計画書

2 配置図

3 その他参考となる資料

(花壇設置奨励事業用)
年度事業計画書

(様式第2号)

田原市緑化推進事業補助金交付決定通知書

田 第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市緑化推進事業（ 事業）の補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間

年 月 日付けによる申請書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

3 補助金の交付条件

(様式第3号)

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（団体名）

氏名（代表者住所氏名）

電話番号（連絡先）

田原市緑化推進事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 田第 号で交付決定のあった
年度田原市緑化推進事業（ 事業）については、
下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金変更交付申請額 金 円

(注) 必要により、変更事業計画書を添付すること。

(様式第4号)

田原市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書

田 第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市緑化推進事業（ 事業）の補助金変更等については、下記のとおり変更交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間

年 月 日付けによる変更交付申請書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金変更交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
------------	---	---

補助金の変更交付決定額	金	円
-------------	---	---

3 補助金の交付条件

(様式第5号)

田原市緑化推進事業補助金概算・前金払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所（団体名）

氏名（代表者住所氏名）

電話番号（連絡先）

年度田原市緑化推進事業（事業）の補助金の概算・前金払を、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定（変更交付決定）額 金 円

2 概算・前金払請求額 金 円

（添付書類）

収支予算書及び事業計画書その他参考となる資料

銀行			
	信用金庫		本店
	信用組合		支店
農業協同組合			
預金種別	普通・当座・()	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(様式第6号)

田原市緑化推進事業補助金事業実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所（団体名）

氏名（代表者住所氏名）

電話番号（連絡先）

年度田原市緑化推進事業（ 事業）が完了したので、下記により報告します。

記

1 事業実施期間	着手（予定）	年	月	日
	完了（予定）	年	月	日

2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 その他事業の実施に関する資料

年度事業實績書 (花壇設置獎勵事業用)

年 度 奨 励 花 壇 写 真 帳

団体名

花壇番号

作業前・作業中・作業後の写真を貼付

(様式第7号)

田原市緑化推進事業補助金確定通知書

田 第 号
年 月 日

様

田原市長

年度田原市緑化推進事業（ 事業）補助金について
下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 確定の基礎となった事業費 金 円

2 交付決定通知額 金 円

3 交付確定額 金 円

(様式第8号)

田原市緑化推進事業補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

補助事業者

住所（団体名）

氏名（代表者住所氏名）

電話番号（連絡先）

年度田原市緑化推進事業（ 事業）の補助金
を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金確定額 金 円

銀行			
信用金庫		本店	
信用組合		支店	
農業協同組合			
預金種別	普通・当座・()	口座番号	
フリガナ			
口座名義			